

第8章 カンボジアにおける農産物の有機認証制度の活用促進

8.1 有機認証制度の現状と課題把握

カンボジアは、現在においても伝統的な農法で、少ない資材投入量で農業を行う小規模農家が多い国である。国内流通農産物の多くを輸入しており、その安全性に多くの国民が懸念を抱いているものの、ベトナムからの安価で大量な輸入農産物に頼らざるを得ない状況である。安全な農産物を流通させるためには、国境での検疫制度、輸入規制の確立、検査場の整備など様々な課題がある。また、農家が栽培管理を行うことは技術的に大変難しく、農家が留意できるのは農薬の過剰使用を避けること程度である。しかし、カンボジアの経済成長に伴い、安全な農産物に係る需要は確実に増加しており、近年では、開発パートナー等の協力の下、生産者支援グループ、認証取得アドバイザー、加工業者やトレーダー等の間で有機農業を推進する運動が生まれてきている。

カンボジアにおける有機農産物は、有機食品専門店や、スーパーマーケットにおける専門ブースなどで通常価格の10~25%割高で販売されているが、カンボジアにおいて有機に係る国家規格は存在せず、また法整備がされていないため、海外の有機認証制度や民間の有機基準に基づき認証を受けた有機農産物が流通している。またカンボジアにおいては、認証を受けた有機農産物だけが「オーガニック」や「有機」と表記して販売できるように定めた法律があるわけではないため、有機として販売されている農産物への信頼が薄い。アジア各国にあるような、認証された有機農産物を各家庭に配達するようなサービスも、カンボジアではまだ導入されていない。しかし都市部において有機食品を扱う店舗は年々増加しており、首都プノンペンの富裕層・中間所得層を中心に「食の安全」に対する関心は高く、今後も有機農産物の需要が高まることが予想される。

こうした有機市場の拡大により、一部の農家は、比較的高いプレミアム価格で有機農産物を販売することにより利益を享受することができている一方、ほとんどの小規模農家はこうした市場を認知しておらず、さらに、有機農業に関する知識不足から取り組む農家も少ない。

カンボジアには、諸外国の有機制度に基づく認証が可能な認証機関（ECOCERT、Control Union、OneCert、BCS、AgriCertなど）の支店が存在するが、いずれもカンボジアで窓口的機能を果たしているにすぎず、認証審査を行うことができる審査員が常駐しているわけではない。よって、認証を取得する際には、カンボジア国外から審査員を招聘する必要があり、その経費（渡航費、日当等）については認証取得を希望する農家が負担することとなるため、認証費用が高額になる傾向がある。仮に、カンボジアに審査員が常駐していれば、こうした審査員の渡航費が掛からない。さらにこうした認証費用の問題に加え、有機農業では生産量が少なくなる場合も多く、また手間と認証取得に係る費用に見合う売り上げを得ることが難しいため、リスクを負ってまで有機農業に取り組もうという農家がほとんどいないのが現実であった。

民間有機認証システムの整備状況

このような現状に鑑み、民間の主導によりカンボジアにおける有機農業促進を目的として、カンボジア有機農業協会（Cambodian Organic Agriculture Association; COAA）が、ドイツ技術協力公社（GTZ²⁷）の支援により2006年に設立された。COAAは会員制の協会であり、2020年現在、理事5名、会員企業数17社、監査員2名を擁する組織で、国際基準に基づいた独自の有機基準（COAA基準）に基づき国内向けの有機認証

²⁷ GTZ：ドイツ政府の支援機関、現在はGIZと名称が変わっている。

(COrrAA 認証)の審査を行う民間認証機関である。COrrAA の設立により、カンボジアの有機農家は、有機認証取得に係る手続きを、現地語で安価に(審査員の渡航費がかからない為)行うことが可能になった(COrrAA 認証は 2011 年から)。この COrrAA 認証は毎年の更新が必要であり、2020 年時点での COrrAA 認証事業者数は 12 社である。いずれもグループごとに認証を取得しており、有機農地面積は年々増加している。主な認証対象作物は米、野菜各種、果物(マンゴー)、スパイス、ハーブ等である。

2006 年設立当初の GTZ の資金にて行われていた活動では、有機農業に係る生産者、消費者への啓蒙活動や、有機農業指導が主であり、認証機関としての活動は行われていなかった。COrrAA の活動によって、有機認証取得の動きが進み、EU や USDA の有機認証を受けた農地は 2006 年の 1,451ha から、2009 年には 10,725ha へと急拡大した。しかし、2010 年から 2017 年の間には有機農地面積が 8,000~12,000ha の間で増減を繰り返しながら推移しており、これは、カンボジアで生産されるものより安価な有機農産物が、ベトナムから大量に流入し、カンボジアの有機農家の利幅が減少していることが一因である²⁸。

表 8.1 カンボジアの有機農地面積、生産者・加工業者・輸出業者数(2005~2017)

	Organic Agricultural Land (ha)	Producers (Number of Farms)	Processors	Exporters
2005	952	1,421		
2006	1,451	3,628		
2007	4,320			
2008	8,810	4,483		
2009	10,725	8,841		
2010	8,084	7,498	2	3
2011	8,285	5,182	2	3
2012	9,055	5,818	2	4
2013	9,889	6,753	2	2
2014	9,889			
2015	12,058			
2016	9,717			
2017	11,042	6,760	7	

出典:FiBL & IFOAM, The World of Organic Agriculture: Statistics and Emerging Trends, 2006~2019 年の各年版より日本工営調査チーム作成

その後、COrrAA は 2009 年より独自で策定した有機基準である COrrAA 基準に基づく有機認証を行う認証機関として活動を行うこと決定し、2011 年に有機の国際機関である IFOAM の一会員となり、活動を開始した。COrrAA 基準は、初め IFOAM が策定した有機基準に準じて策定されていたが、2012 年より、東アジア、東南アジア、南アジアの有機基準として統一された ASIA REGIONAL ORGANIC STANDARD (AROS)に準じるよう改訂され、その後、ASEAN での統一基準である ASEAN Standard for Organic Agriculture (ASOA)に準じるよう再改訂された。現在は、認証アライアンス(Certification Alliance、CertAll)の基準に準じたものにさらに改訂されている。CertAll とは、アジアの有機認証機関の共同ネットワークであり、各国の有機農家が有機認証に関するワンストップサービスを受けることができるように組織されたアライアンスである。CertAll メンバーには以下の各国有機認証機関が含まれる。

- ・ Organic Agriculture Certification Thailand – ACT (タイ)

²⁸ EuroCham/BDLINK(Cambodia)(2017), Agriculture and Agro-Processing Sector in Cambodia, p.40

- ・ Organic Alliance Malaysia – OAM (マレーシア)
- ・ Organic Food Development and Certification Center – OFDC (中国)
- ・ Quality Certification Service – QCS (米国)
- ・ Organic Certification Center of the Philippines – OCCP (フィリピン)
- ・ BIOCert (インドネシア)
- ・ ICert (インドネシア)
- ・ Organic Certification Nepal – OCN (ネパール)
- ・ Cambodian Organic Agriculture Association (COAA) (カンボジア)
- ・ Mekong Cert (ベトナム)
- ・ SriCert (スリランカ)
- ・ Lao Organic Certification Alliance – LOCA (ラオス)

CertAll メンバーは互いに相互承認協定を結んでおり、メンバー内の認証機関による有機認証が同等のものとして認め合う仕組みとなっている。

その他、COAA は有機認証に係る審査の他、有機栽培のトレーニング、EU やカナダの有機認証取得のためのアドバイザーサービスなどを行っている。

政府有機認証システムの整備状況

COAA は完全に民間主導である一方、政策レベルでは、ASEAN、ドイツおよびスイスによる支援のもと、「カンボジア有機農業のための国家ロードマップ:2018-2022」が策定された。これには、国レベルでの有機基準・認証制度の設立計画について、ロードマップのゴールと目的、フレームワーク、有機農業にかかる4項目（生産、認証、販売、マネージメント）に係る5年間の段階的な開発計画、短期的（2018-2019）なアクションプランなどが示されている²⁹。しかし、2021年3月現在までカンボジア国の有機基準・認証制度の設立について、進展は見られない。

2020年4月、カンボジア農林水産省によって発令されたプラカス#163（カンボジアの省令）には、生産者と消費者の間の信頼を高め、有機基準に沿った高品質で安全な食品を保証することを目指すと言明されており、以下の項目が示されている。

プラカス #163

カンボジアの有機農業の方法

生産と加工における最重要事項と有機農業の国のシンボル

1. 定義

2. 有機農業生産および一次加工に係る必要要件

2.1 環境システム管理

2.2 土壌管理

2.3 水管理

2.4 汚染物質および汚染物質回避の管理

2.5 野生植物と公有地管理

²⁹ Ayumi Matsuura (2019), 'Developments in the Organic Sector in Asia in 2018: Cambodia', FiBL & IFOAM, *The World of Organic Agriculture: Statistics and Emerging Trends 2019*, p.190

- 2.6 必要要件
- 2.7 圃場の転用と同時生産
- 2.7 有機農法の維持と管理
- 3.有機農業生産管理システム
 - 3.1 種子と作物の選択
 - 3.2 生産された作物の多様化
 - 3.3 土壌の肥沃化と耕作方法
 - 3.4 成長制御、病気、雑草および害虫の管理
 - 3.5 収穫物の管理
- 4.加工処理のための生産ルール
 - 4.1 一般的な条件
 - 4.2 材料
 - 4.3 加工方法
 - 4.4 病気と異物混入の管理
 - 4.5 製品パッケージ
 - 4.6 洗浄と衛生、食品加工材料の感染防止
- 5.シンボルまたはロゴ
- 6.回収・追跡可能性
- 7.上記の有機農業法に明記されていない物質の使用に関する措置の規則
 - 表1：肥料と土壌改良剤
 - 表2：シード反応の成長物質の防止と刺激
 - 表3：生産処理に使用するの物質
 - 表4：洗浄および消毒のための化学物質の使用リスト
 - 表5：有機農業生産に使用できる物質

出典: Prokas on Cambodian organic agriculture rules and national symbols for performance in food production and processing より日本工営調査チーム
仮訳

しかし、未だに有機認証制度において、認証機関を政府とするのか民間にも委託するのか、第三者認証制度とするのか、政府直轄の認証制度とするのか、監査員の育成は誰がするのか等、決定されていない事項が多い。

それでも、2018年には、農協による有機米の契約栽培を通して輸出が増加するとともに、GIZによって契約栽培によって生産された有機キャッサバの輸出を促進するプログラム(社会経済開発プロジェクト II(The Land Allocation for Social and Economic Development Project II (LASED II))が開始された。また、2019年には、CACを通じた有機カシューナッツの契約栽培も開始されるなど、カンボジアの有機農産物に対する注目度は高まっている。また、コロナ禍で有機農産物の注目度が増してきていることも追い風となり、今後も有機生産物の需要は高まることが予想される。

カンボジア政府は未だ具体的な有機認証制度を整える活動までは実施していないが、今後は具体的なアクションプランが設定され、官民が連携して実施体制を整え、現在ある計画を実施に移していくことが期待される。

8.2 有機 JAS 認証研修の開催

日本農林水産省は、2015年よりカンボジア政府との間で政策対話を実施し、カンボジアにおける農林水産物のフードバリューチェーン構築に向けた協力を実施してきた。

その中の取り組みの一つとして、有機 JAS 認証取得によるカンボジア産農産物の高付加価値化及びカンボジアにおける有機 JAS の認知向上を目的としたセミナーがオンラインで開催された。本セミナーでは、主にカンボジアにおける有機農業や有機認証に関心を持つ農業従事者や小売業者等を対象に、有機認証制度やそ

の活用方法が紹介された。有機 JAS 認証についての理解を深め、カンボジアにおいて有機 JAS 認証の活用が促進されることを目的として開催され、カンボジア MAFF 関連部署、カンボジア COrAA 関連企業及び日本国グローバル・フードバリューチェーン(GFVC)推進官民協議会参加企業より、1 日目 74 名、2 日目 60 名が参加した。

質疑応答では、有機 JAS 認証の認証取得手続きや、他の認証との相違点に係る具体的な質問等が多数なされ、活発な議論が行われた。

研修プログラムの概要は以下の通りである。

■セミナー名:カンボジアにおける有機 JAS 認証に関するセミナー

■日時:2021 年 2 月 2 日～3 日

■実施方法:ZOOMを使用したオンラインセミナー

■対象者:カンボジアにおける有機農業及び有機認証に関心のある農業従事者、小売り・流通業者等

■使用言語:逐次通訳(日本語、クメール語)

■議事次第

2 月 2 日(火)

日本時間	テーマ	講演者
13:00-13:10	開会	日本国農林水産省、カンボジア国農林水産省
13:10-14:10	カンボジアにおける有機農業・認証の事例紹介(案)	(株)クラタペッパー 倉田 浩伸
14:10-15:30	休憩	
15:30-16:30	有機食品マーケットと有機認証制度	日本国農林水産省
16:30-16:45	質疑応答	

2 月 3 日(水)

日本時間	テーマ	講演者
11:00-13:00	有機農産物の農林規格及び技術的基準の解説	(独)農林水産消費安全技術センター 伊藤 千晶
13:00-14:00	休憩	
14:00-16:00	生産行程管理又は把握の方法・格付の方法	(一社)日本農林規格協会 丸山 豊
16:10-17:10	各種記録類の作成方法、認証の申請の方法について	(一社)日本農林規格協会 丸山 豊
17:10-17:40	まとめ、質疑応答	日本国農林水産省
17:40-17:45	閉会	日本国農林水産省